

# 大和市教育委員会 12月定例会

日 時 平成 27 年 12 月 24 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1（議案第 46 号）大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について（諮問）

日程第 2（議案第 47 号）平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第 3（報告第 6 号）県費負担教職員の懲戒処分について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 46 号

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例  
について（諮問）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例の制定にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 12 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成27年12月 日

大和市社会教育委員会議  
議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会  
教育長 柿本 隆夫

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について（諮問）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について、貴会議の意見を求めます。

（廃止理由）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置当初の目的である「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興」は達成された状況にあると考えられることから、平成28年11月に予定されている大和市立図書館の大和駅東側第4地区公益施設への移転に伴い、同条例を廃止するものです。

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例（案）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例（昭和53年大和市条例第30号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例

昭和53年12月22日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第3条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市立視聴覚ライブラリー
- (2) 位置 大和市深見西一丁目2番17号

(事業)

第4条 大和市立視聴覚ライブラリーの事業は、次のとおりとする。

- (1) 視聴覚機材・教材の維持管理に関すること。
- (2) 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材・教材の貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚機材・教材の利用に係る解説資料等の作成及び配布に関すること。
- (4) 視聴覚機材・教材の利用に係る研修及び指導に関すること。
- (5) 映写会、展示会等の開催に関すること。
- (6) 視聴覚教育に係る機関、団体等との連絡調整に関すること。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第41号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第18号）

この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

## 大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例の制定について

### 1. 背景

- ・昭和 53 年 12 月、「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興」を図ることを目的とし、大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を制定し、昭和 57 年 4 月より図書館内において業務を開始している。
- ・大和市立視聴覚ライブラリーでは、視聴覚教育支援や映画会開催のため、映像と音響に関する機材・教材の貸し出しと情報提供を行っている。
- ・しかしながら、近年のデジタル映像関連コンテンツ等の発展は目覚ましく、個人でも手軽に映像を活用できる社会状況となっている。
- ・また、市内の小中学校においてもタブレット端末、電子黒板等の最新の視聴覚的手段が教育に活用されるなど、独自の取り組みが行われていることもあり、小中学校による視聴覚ライブラリーの利用が無くなっている。
- ・このようなことから、大和市立視聴覚ライブラリー開設当初の設置目的は、達成された状況にあると考えられる。
- ・なお、現在の図書館については、平成 28 年 8 月末をもって閉館し、同年 11 月に大和駅東側第 4 地区公益施設へ移転する予定となっている。

### 2. 今後の方向性

- ・視聴覚ライブラリーで所蔵する視聴覚資料及び関連機器は新図書館へ所管換えし、一部業務は新図書館で継続する。

#### (1) 機能移転する業務

- ① 視聴覚資料の館内視聴 (DVD、VHS、CD)
- ② 視聴覚資料及び映写機器等の団体貸出し  
(16 ミリフィルム・映写機、DVD、VHS、プロジェクター、スクリーン等)
- ③ 各種映画会の開催 (月例映画会、親子映画会)

#### (2) 機能移転せずに廃止する業務

- ① 16 ミリ映写機操作技術認定講習会
- ② 視聴覚設備の団体貸出し (スタジオ、ビデオ編集ブース、ホール)
- ③ 音響機器等の団体貸出し (PA 装置、マイク等)

### 3. 条例施行日について

施行日は平成 28 年 9 月 1 日とします。

### 4. 県内他市の状況

県内他市の視聴覚ライブラリーの廃止状況は次のとおり。

- ・逗子市 (平成 17 年度：図書館の建て替えを機に廃止)
- ・海老名市 (平成 26 年度：図書館の大規模改修を機に廃止)
- ・横浜市 (平成 27 年度：利用者数の減少を理由に廃止を予定)

議案第 47 号

平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 12 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

報告第 6 号

県費負担教職員の懲戒処分について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 27 年 12 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫